

【請求内容】

請求相手	9社(注1)
件数	1,366件(注2)
損害額(元本)	7,982,344,421円

(注1) 公正取引委員会が談合の関与を認定した11社から清算済みの2社を除いたもの

(注2) 件数は、損害が発生した契約件数

【経緯】

平成21年	6月5日	国土交通省が車両管理業務談合事案に係る再発防止対策検討委員会を設置
	6月23日	公正取引委員会が10社(注1)に対し排除措置命令 公正取引委員会が10社(注1)に対し課徴金納付命令 公正取引委員会が国土交通省に対し改善措置要求及び要請
	7月6日	国土交通省が10社(注2)に対し指名停止措置
平成22年	2月17日	車両管理業務談合事案に係る再発防止対策検討委員会が報告書を取りまとめ
	2月18日	国土交通省が公正取引委員会に対し改善措置内容を報告
平成24年	3月16日	国土交通省が9社に対し損害賠償請求
	4月13日	国土交通省が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第4条第1項及び第2項に基づく調査の結果を公表

(注1) 国土交通省北海道開発局及び各地方整備局発注の車両管理業務に係る談合事案に関し、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた企業の数(公正取引委員会が談合の関与を認定した11社から当時清算済みの1社を除いたもの)

(注2) 公正取引委員会が談合の関与を認定した11社から当時清算済みの1社を除いたもの